

解説

審査請求の実際

—納税者代理人の立場から—

森・濱田松本法律事務所 外国法共同事業 弁護士・税理士 **栗原宏幸**

I はじめに

本稿は、課税処分に対する不服申立ての手続きである「審査請求」について、納税者代理人としての筆者の経験をもとに、その実際のところ、つまり「課税処分を取り消す」という納税者の目的を達成する手段としての（誤解を恐れずに言うと）「使い勝手の良し悪し」を述べるものである。

上述のとおり、本稿の記述はあくまで納税者代理人としての筆者の経験に基づくものであり、中立性・客観性が必ずしも担保されている

内容ではないことを予めご容赦いただきたい。また、本稿で取り上げる国税不服審判所における取扱いは、基本的には、筆者が審査請求を代理することが多い特定の支部における取扱いであり、他の支部には当てはまらない可能性がある。

結論から言うと、現在の審査請求の実務は、納税者救済という観点からみて十分とは言えない。以下、詳しく説明する。

II 「審査請求前置主義」とその例外

納税者が課税処分を受けた場合、法は、これを争う手段として、①国税不服審判所長に対する「審査請求」と②裁判所に対する「訴訟」を設けている¹。

「審査請求」と「訴訟」の関係について、法は、原則として、審査請求に対する国税不服審判所長の判断（裁決）を経た後でなければ訴訟を提起することはできないと定めている（審査請求前置主義）。もっとも、その例外として、審査請求をしてから3か月が経過してもなお裁

決が下されない場合は、裁決を待たずに訴訟を提起することが認められている（国税通則法115条1項）。

そのため、納税者が課税処分を争う場合、まずは訴訟ではなく審査請求を行う必要があるが、審査請求から3か月以内に裁決が下されることは基本的にあり得ない。したがって、審査請求前置主義と言いながら、実際には、①審査請求で課税処分を争うか、それとも②（審査請求をして3か月待った上で）訴訟で課税処分を

¹ 課税処分をした税務署長自らに対して判断の見直しを求める「再調査の請求」という手段もあるが、本稿では省略する。